

第2次有田町総合計画書 用語解説

第1節

用 語	解 説	掲載 ページ
NPO法人(特定非営利活動法人)	「NPO」とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称である。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「NPO法人(特定非営利活動法人)」という。NPOは法人格の有無に関わらず、様々な分野で社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。	19・21・22
市民公益活動団体	NPO法人やボランティア団体など、自主的かつ自発的に行う非営利の、不特定かつ多数者の利益の増進に貢献することを目的とした活動を行う団体のこと。	19・21
ホームページ	インターネット上にある情報提供サービス。ウェブページ。	21・28・32
アダプトプログラム(公共施設里親制度)	住民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路、公園、河川など一定の効用の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がそれを支援する仕組み。	21
地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業の従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。	21
SNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)	インターネット上で人と人のつながりを支援するサービス。	24
情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性を維持すること。	24・27
オープンデータ	自由に使える再活用ができ、かつ誰でも再配布できるようなデータ。	26
タウンプロモーション	町の魅力や施策・情報を町内の方だけではなく、幅広く発信し知ってもらう活動。	26
ツイッター	140文字以内の短文「ツイート」の投稿を共有するウェブ上の情報サービス。	26
フェイスブック	SNSのひとつで実名で現実の知り合いとインターネット上でつながり、交流するサービス。	26
クチコミサイト	商品、人物、集団(企業等)、サービスなど、物事に関する評判や噂を扱うインターネット上のサイト。	26
オンライン手続き	インターネットなどのネットワーク経由で各種手続きを行うこと。	26
社会保障番号(マイナンバー)制度	複数の行政機関等に存在する特定の個人の情報を同一人であるということの確認を行うための番号を個々に付与する事で、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となる制度	26
ペーパーレス化	オフィス内の文書、書類、帳票類の電子化を進めてパソコンやタブレットなどでファイルとして閲覧できるようにすること。	26

用語	解説	掲載ページ
シビックテック	シビック(市民)とテック(テクノロジー)をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して行政サービスの問題や社会課題を解決する取組。	26
ビックデータ	従来のデータ処理アプリケーションで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータの集積物を表す用語。	26
DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力(経済的暴力・社会的隔離・身体的虐待・心理的虐待など)。被害者を女性に限定してはいないが、多くの場合、配偶者からの暴力の被害者は女性である。	29
合併特例期間	【普通交付税の合併算定替】合併が行われた年度及びこれに続く10カ年度は、合併前の旧市町村が存在すると仮定して算定した交付税額の合計額を保障し、その後5カ年度で段階的に増加額が縮減されるもの。 【合併特例債】市町村の合併に伴い必要となる事業について事業費の95%まで充てることができ、返済額の7割を国が負担する。利用期間は合併後10年間だが、東日本大震災後、5年間延長できるようになっている。有田町の場合、平成32年度事業までが対象となる。	33
PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)・PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)	【PFI(Private Finance Initiative)】公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。 【PPP(Public Private Partnership)】公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。PFIはPPPの代表的な手法の一つ。	36
経常収支比率	地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用される。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的につかるお金が多くあることを示している。	36
指定管理者	公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることが出来る制度により運営をしている業者等。	36・37

第2節

用語	解説	掲載ページ
健康寿命	健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間	38
心血管疾患	心臓、血管など循環器における疾患。心筋梗塞や狭心症、大動脈瘤、大動脈解離など	38
ストレス	精神緊張、心労、苦痛、寒冷、感染など、ごく普通にみられる刺激(ストレッサー)が原因で引き起こされる生体機能の変化	38・41
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)	内臓脂肪型肥満に脂質異常症、高血糖、高血圧のうち2つ以上を重ね持った状態	40・41
フィードバック	結果を原因に反映させて情報提供すること	40
食育	様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	40・41・42 55
スローフード運動	自分達の食と生活を見つめ直し、歴史と文化に裏づけされた人にやさしい食文化をすすめましょうという運動	42
8020運動	満80歳までに20本の歯を残そうとする運動のこと。	42
地域包括ケアシステム	要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制。	43・46・49 52
ノーマライゼーション	社会的弱者が他の人と同様に住みなれた家庭や地域の中で生活していくことができる社会が通常社会であるという考え方のこと。	43・45
ニーズ	人や集団が持つ欠乏感のこと。生理的ニーズ、社会的ニーズ、個人的ニーズなどがあり、人間生活上必要な、ある充足状況が奪われている状態をいう。	43・56・57
生活支援コーディネーター	高齢者に関するサービスの開発、育成、ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングなど、生活支援と介護予防の基礎となる部分を構築するための様々なコーディネート業務を行う専門職	46
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等、誰でもが参加できる集いの場。カフェのようにリラックスした場所で、お茶を飲みながら認知症について気軽に意見交換ができる場所で、「新オレンジプラン」(認知症施策推進総合戦略)の戦略の一つに掲げられ、全国に広がっている。	46
バリアフリー	社会的弱者が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去すること。	47・48
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、言語や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。	47・48
かかりつけ医	日常的な診療や健康管理をしてくれる身近な医師	49・51・52
老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となるケースを指す。	49
労働力人口	労働に適する15歳以上の人口のうち、労働力調査期間である毎月末の一週間に、収入を伴う仕事に多少でも従事した「就業者」(休業者を含む)と、求職中であった「完全失業者」の合計を指す。働く意思と能力を持つ人の総数。	53

用語	解説	掲載 ページ
子育て支援センター	公共施設や保育所、児童館等の身近な場所で、主に未就園の乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を行う施設を指す。	56・58

第3節

用語	解説	掲載ページ
バイオ燃料	生物体(バイオマス)の持つエネルギーを利用したアルコール燃料、その他合成ガスのこと。	61
クリーンエネルギー	電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない(または少ない)エネルギーのこと。	61
空き物件インフォメーション	空き物件の情報を自治体のホームページなどで発信し、所有者と活用希望者をマッチングさせる仕組み。	63
コミュニティバス	路線バスなどの交通機関では対応できていない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり運行しているバスのこと。	65・68
地域防災計画	市町村防災会議が、災害対策基本法に基づいて地域の実情に即して作成する地域の防災計画。災害発生時の応急対策や復旧など、災害に関わる事務・業務に関して総合的に定めたもの。	70・72・75
自主防災組織	地域住民が自主的に地区や集落ごとに連帯して防災活動を行う組織をいう。平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火や救出援護、集団避難、避難所への給水給食などの活動を行う。大規模災害が発生した場合、消防署などの防災機関だけでは十分な対応ができない可能性があるため、自主防災組織への積極的な取り組みが求められている。	70・72・74 75
ハザードマップ	地震、津波、高潮、洪水、浸水、噴火、土砂災害などの被害を予測し、被害の恐れのある地域や避難に関する情報を掲載した地図。住民に危険箇所を周知し、災害発生時に、迅速・的確な避難を促し二次災害を防ぐ目的もある。	72
自衛消防組織	事業所などで災害に備え、従業員の活動任務と具体的な行動基準を定めた「企業内消防組織」のこと。	72
防災行政無線	防災行政のために、市区町村が設置・運用する放送設備のこと。固定(放送)局は市区町村役場などに設置され、屋外拡声子局・戸別受信装置などを通じて、避難勧告や避難命令、地震や竜巻、武力攻撃などを知らせる緊急速報、火災発生などを伝達する。	72
緊急速報メール	気象庁や自治体が発表する災害・避難情報を携帯電話会社が一斉に配信する電子メールのこと。	72
緊急医療情報キット	自宅での緊急の容体変化等により、駆けつけた救急隊員や受け入れ機関等が迅速・適切な処置を行えるように備えるもの。救急情報(かかりつけ医療機関や緊急連絡先、持病など)を記入した用紙を筒状のケースに入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておく。	72
国民保護計画	国民保護法に基づき、各都道府県ごとや各市区町村ごとに、外国からの武力攻撃やテロなどの有事に備え、住民避難や被災情報などの収集方法などを定めたもの。	73・75
子ども110番の家	児童や女性が声かけ、つけまわし等の被害にあった場合に助けを求めて逃げ込むことのできる民家、商店、会社等を「子ども110番の家」として委嘱する制度。	73
ライフライン	日常生活を送る上で必須の諸設備を言い、ここでは主に、関係機関との通信手段、水道水の確保、交通網の復旧などの意味で使用している。	75

第4節

用語	解説	掲載ページ
通年観光	ある一定期間だけに集中して観光客が訪れるのではなく、一年を通して切れ目なく観光客が訪れ、楽しむことができる観光地づくり。	79・88・91 93・94
創業支援事業計画	国の産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村が創業支援事業者(地域金融機関、商工会議所等)と連携し、策定する計画。	80
特定創業支援事業	市区町村または創業支援事業者が、創業希望者等に行う、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組。	80
JETプログラム	地域の外国語教育の充実と国際交流を図るため、外国の青年を招いて語学指導等を行う外国青年招致事業「The Japan Exchange and Teaching Programme」の略。	81
グローバル化	政治・経済、文化などにおいて、国や地域の垣根を越え、世界規模で資本や情報のやり取りが行われること。	83
集落営農組織	集落などで農家が農業生産工程の全部または一部を共同して行う組織。	83・86・87
耕畜連携	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種と畜産の連携を図ること。	85
6次産業化	農林水産業者が生産(1次)、加工(2次)、販売(3次)まで一体的に取り組んだり、2次、3次業者と連携して新商品やサービスを生み出したりすること。1次×2次×3次と掛け合わせることから「6次」という。	85
UJIターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻ること。Jターンは出身地の近くの地方都市に移住すること。Iターンは出身地以外の地方へ移住すること。	86
オーナー制農業	都市住民に直接耕作に関わってもらいながら農地を保全していく方法。	86
地産地消	地域で生産された農産物や水産物を、その地域で消費すること。	86・87
グリーンツーリズム	農村や漁村での滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然や文化に親しみ、人々との交流を楽しむ余暇活動。	86
DMO	観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、官民などの幅広い連携によって地域観光を積極的に推進する法人組織「Destination Marketing/Management Organization」の略。	88・92・93
民泊	個人が所有する住宅の一部や別宅、マンションの空き室などに旅行者を有料で宿泊させること。	93
Wi-Fi	パソコン、スマホ、タブレットなどのネットワーク接続に対応した機器を、無線の電波でインターネットに接続できるようにする仕組み。	93

第5節

用語	解説	掲載ページ
コミュニティスクール(学校運営協議会制度)	教育行政が自らの所管の公立学校の運営や改革について手が回らないところを、地域住民に積極的にかかわってもらって運営の一部を任せる形態の学校のことである。	98・99
放課後子ども総合プラン	共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備を進め、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場を計画・整備するもの。	99
適応指導教室	心理的、情緒的理由により登校できない状態にある児童生徒に対して、個別や小集団での相談、指導を行い、自立を促しながら集団生活に適応する力を育み、学校への早期復帰や社会性を育成する場所。	99
総合型地域スポーツクラブ	主にヨーロッパ諸国などに見られる地域のスポーツクラブの形態で、地域において、個人や家族、子供から高齢者、障がい者までを含む、様々なスポーツを愛好する人々が参加できる総合的なスポーツクラブのことであり、地域住民のスポーツ活動の拠点となるクラブのこと。何種類かのスポーツを自分の身近な地域の拠点施設で行え、地域に住むだれもが会員になれば、運営経費は基本的に会員の会費で賄う。	99
重要伝統的建造物群	日本の文化財保護法に規定する文化財種別のひとつ。日本の市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定したもの。	107